

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 総 則

1. 森林土木専門工事共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、岡山県農林水産部が発注する治山工事（森林整備作業を含む。）及び林道工事（以下「森林土木工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 森林土木工事における基本的事項は、岡山県土木工事共通仕様書の規定を適用し、この仕様書はそれを補完するものである。なお、この共通仕様書と岡山県土木工事共通仕様書の規定が重複し、内容に相違がある場合は本仕様書が優先する。
3. 受注者は、本仕様書の適用に当たっては、「岡山県公共工事監督要領」、「岡山県森林土木工事検査要領」、「岡山県工事検査規程」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）に当たっては、「工事執行規則」又は「岡山県森林整備作業実施要綱」に基づくものであることを認識しなければならない。
4. 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
5. この共通仕様書は、森林土木工事の施工に関する一般的事項を示すものであり、個々の工事に対し特別必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。
6. 設計書、設計図面及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。なお、設計書、特記仕様書、図面、又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
7. 設計図書はS I単位を使用するものとする。S I単位については、S I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。

1-1-2 適 用

1. **岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節総則** 及び **第3編 第1章総則** の規定は、森林土木工事の施工について準用する。ただし、岡山県土木工事共通仕様書 第1編 1-1-4 6 設計書の適用 は適用しない。
2. 出来形数量の算出に当たっては、**岡山県土木工事共通仕様書 第3編 1-1-3 数量の算出** の規定によるほか、森林整備保全事業設計積算要領〈参考基準等〉第1 数量計算及び単位等（治山林道必携 積算・施工編）によるものとし、検測及び数量の小數位は、同参考基準又は監督員の指示によるものとする。